

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成27年度第14回（定例会）

署名人 本仲 範男

委員長 添石 幸伸

開催日時 平成27年11月5日（木）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時15分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 添石幸伸委員長、神村洋子委員、饒波正博委員、本仲範男委員、渡慶次克彦教育長

議 事 日 程

（2～4は非公開（議会への案件提出後公開））

- 1 報告1 平成27年度那覇市社会教育功労者等の表彰について 【生涯学習課】
- 2 議案第28号 那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について
【学校教育課・こども政策課】
- 3 議案第29号 那覇市営奥武山体育施設条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について
【市民スポーツ課】
- 4 議案第30号 那覇市体育施設条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について
【市民スポーツ課】

出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長

（総務課）山内健課長、佐久川敏明副参事、伊禮道子主査

（生涯学習課）大城義智課長、田場壮子主査

（市民スポーツ課）我那覇生男課長、當間千明主査

【学校教育部】田端一正部長、森田浩次副部長

（学校教育課）宇根克副参事、宮平佳樹主任主事

【こどもみらい部】末吉正幸副部長（こども政策課課長兼務）

（こども政策課）大城孝史主幹、国吉泰史主事

傍聴人 1名

会議録作成（総務課）赤嶺明日香主査

添石委員長

これより平成27年度第14回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は本仲委員にお願いします。まず報告1「平成27年度那覇市社会教育功労者等の表彰について」の説明をお願いいたします。伊良皆部長、お願いします。

伊良皆部長

それでは報告1「平成27年度那覇市社会教育功労者等の表彰について」、平成27年度那覇市社会教育功労者等の表彰が決定したので別紙のとおり報告する。平成27年11月5日提出。教育長 渡慶次克彦。提案理由、「那覇市社会教育功労者等の表彰要綱」第4条に基づき、平成27年度の被表彰者が別紙のとおり決定したので報告する。詳細につきましては生涯学習課のほうで説明いたします。

添石委員長

お願いします。

大城課長

社会功労者等の表彰については、那覇市社会教育委員の意見をうかがわなければならないということで、10月7日開催の平成27年度第2回那覇市社会教育委員の会議で各団体・機関より推薦のあった個人・団体を会議に諮り、社会教育委員のご意見をうかがい了承されました。それを受けまして10月15日教育長の決裁により決定に至った次第でございます。平成27年度の受賞者人数ですが、社会教育功労者、一般の部で19名、青年の部で3名、合計22名です。社会教育優良団体のほうで8団体となっております。資料の1ページ、2ページは社会教育功労者等の表彰一覧一般の部で、3ページから11ページまでが推薦機関からの推薦理由の詳細となっております。13ページは社会教育功労者等の表彰一覧青年の部となっております。15ページからが推薦機関からの推薦理由です。17ページが社会教育功労者等の表彰一覧優良団体の部になっています。19ページから22ページまでが推薦機関からの推薦理由となっております。23ページは参考資料としまして、これまでの受賞者・団体数を載せています。昨年、26年度までの表彰者の合計は個人が602名、団体が308団体になっております。各年の平均の数については個人が約21名、団体が約11団体になっております。25ページは参考資料として推薦状況、各団体から何団体の推薦があったかの一覧になっております。27ページ以降は表彰要綱、表彰要綱の運用方針と付則になっております。前年度、教育委員会会議の報告の場で、企業も表彰対象として積極的に推薦してもらうようにしてはどうかというご提案をいただきまして、資料の30ページになりますが、今年度、表彰要綱の付則に記載して推薦依頼をいたしました。各企業に依頼すると膨大な数になりますので、青年会議所のほうにお願いすると。従来から青年会議所はやってはいるんですけども、この要綱付則のほうに記載して改めて連絡を入れて推薦をお願いしております。ですが今年度については特にご推薦はいただいておりませんでした。今後も推薦依頼する際には積極的にお願いしてまいりたいと考えております。また今年度に

については社会教育功労者表彰40歳未満の青年の部で3名の方の推薦があり、年齢も皆さん25歳と若い方ばかりで、若い方を積極的に表彰していくことで、若者の育成及び若者の支援につながると考えております。今後も若い方々を育成している団体に働きかけていきたいと考えております。今回の社会教育功労者等の表彰については、12月12日、土曜日の「なは教育の日」の式典において行われます。以上でございます。

添石委員長 それでは、ご意見、ご質問ございましたらよろしく申し上げます。はい、饒波委員。

饒波委員 推薦されて落ちた方がいらっしゃるのでしょうか。

大城課長 基本的に要綱どおりに推薦していただきましたので、推薦者は全員そのまま表彰決定ということになっています。

饒波委員 わかりました。

添石委員長 はい、本仲委員。

本仲委員 各方面からの推薦ということでかなり網羅されているなという感じを受けたのですが、中学校あるいは小学校からの推薦は那覇中から出ていますが、ほかにもあったかどうか教えてください。

田場主査 ほかにはございませんでした。毎年、全ての小中学校に依頼を送らせていただいておりますが、今年度は那覇中のほうから推薦があがってきたということで私達もとても喜んでおります。

本仲委員 おそらくPTAの場合には県P連の表彰がありますよね。その辺との関連があつて、そこに出されるのではないかという感じはしているんですよね。

大城課長 重なっても良いと思いますので、表彰の対象になる方はぜひ推薦してもらうよう今後もお願いしていきたいと思います。

添石委員長 よろしいですか。はい、神村委員。

神村委員 私も学校に勤めていましたから、社会教育のこの表彰を推薦するということは、学校経営する立場からすると、とても大事だし、コミュニティをつくるうえでも、校長先生方ももう少し意識をして、もう少し社会の力を借りて学校を育てていく、子ども達を育てていくということはとても大事だと思うんですね。ですから現場の校長先生方もそういう方々にもっと目をかける必要があると思うんです。こんな話もありますよ。新しく校長先生が変わった時点で、これまで学校のために一生懸命なさってきた方々に対する言葉遣いがよくなって心情を悪くしましたということを知ったり、そういうのが現実的にあるんですね。私もそういうことをしてきたのかもしれないですが、そういう意味では学校経営に対して地域の力、社会の力をもう少し認識するというのは教育委員会からも時によってはおっしゃる必要があるのかなと思いました。

添石委員長　　ほかいかがでしょうか。私のほうから1点質問ですが、推薦団体というのは何かの規定があって決まっているのでしょうか。その推薦団体の目について個人あるいは団体しか表彰者があがってこないわけですよ。推薦団体というのは非常に大事なのかなと思ひまして、その現状はどうでしょうか。

大城課長　　資料の27ページの表彰要綱3条のほうに、社会教育関係機関又は社会教育関係団体の長ということで、推薦団体をそちらのほうに要件も含めて入れてはいるのですが、今回、社会教育関係団体20団体、那覇市内の自治会157件、合計で177件。そして社会教育関係課ということで市役所内部33件、市立の小学校36校、中学校17校、合計263の部署のほうに推薦依頼を渡して提出していただいています。中には自治会を束ねている自治会長会連合会、民生委員、児童委員連合会、また那覇市社会教育指導員OB会等、先ほど申し上げました青年会議所等にもお願いをしているところです。さらにまた今後、推薦しやすいような工夫をしていきたいと思ひます。

添石委員長　　昨年も同じようなことを言ったと思ひますけれど、やはり社会の在り方とコミュニティの在り方と本当に時代にあったかたちで社会貢献をしていこうという団体や企業も沢山出てきていると思うので、そこをしっかりと拾ってあげて「なは教育の日」に表彰することによって、もっともっと連携というものが加速するのかなと個人的に思ひますので、是非その辺の努力を今後とも続けていただきたい。特に企業に関してはなぜ青年会議所なのかなと個人的には思ひるので、私が所属している商工会議所とかまたは法人会の社会教育の推進であったり、いろいろなかたちで社会貢献している団体・企業の集まりがありますので、できればその辺もっと幅広くアプローチしていければ、企業側も貢献している価値を感じてもっと連携が加速するのかなと思ひますので、また次年度に向けてご検討ください。お願ひします。

神村委員　　ざっと見ましたら、文化的、スポーツ的な団体が多いんですけども、ひとつだけ気になるのが、福祉関係で手話のボランティアとか何年もやっていらっしゃる方々、どこかで表彰されているのか。那覇市教育委員会として関わりがあるのか教えていただきたいと思ひます。

大城課長　　福祉関係でどういった表彰があるか把握していないのですが、先ほど、社会教育関係課ということで福祉部のちゃーがんじゅ一課、福祉政策課、障がい福祉課からも推薦をいただくようお願ひはしておりますが、特にいま、挙がってはきていないです。

神村委員　　教育委員会ではなくほかの部署からの表彰、ルートとしてはありますか。

大城課長　　そうですね。あると思ひます。

神村委員　　わかりました。

添石委員長	はい、本仲委員。
本仲委員	27ページから29ページの中に社会教育功労者等の表彰についての選考委員会、これがちょっと見えないんですが。例えば第2条の中に、通算して5年以上とありますよね、例えば私が校長会の会長をしている関係で県P連の表彰の選考委員会の委員長をやった時に、県P連の場合は各地区からの推薦がかなり多くて落としていくんですね。落としていくときにこの点数というのが例えば何年以上何点とかこの規定がきちんとされていて、それで落としていって次年度また再挑戦していただくということで処理して行くんですが、通算して5年以上という方達はかなり多いと思うんですよ。この辺の選考の過程をちょっとおうかがいしたいなと思っているんですけども。
大城課長	那覇市の規定としましては落とすということではなくて、そういう規定に該当するところは積極的に表彰していこうということで、通算して5年以上で基準に該当すれば全部表彰していくというかたちでやっています。特に選考委員会というのは設けてはいないのですが、先ほど申し上げました社会教育委員の会議において選考するというのでやっております。一度表彰されても、継続して長く活躍されるところもありますので、ある程度の期間が過ぎたら再度表彰できるようにはしているところです。
本仲委員	頑張っている方は認めてもらいたいですからね。
添石委員長	よろしいでしょうか。それではほかに質問がないようですので、報告1「平成27年度那覇市社会教育功労者等の表彰について」は終了いたします。続きまして会議の非公開について諮りたいと思います。本日の日程2から4までは議会提案前の案件が含まれますので非公開にすることが適当であると思われます。会議の非公開の可否について採決いたします。議事日程2から4までを非公開としてよろしいでしょうか。
全 員	異議なし
添石委員長	それでは異議なしとのことですので、議事日程2から4までを非公開といたします。なお議事録等については議会への案件提出後に公開となります。それでは関係者以外は退席をお願いします。議案第28号「那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」を議題といたします。はい、田端部長。
田端部長	議案第28号「那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」であります。那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について、別紙のとおり市長に申し出る。平成27年11月5日提出。教育長 渡慶次克彦。提案理由、那覇市立幼保連携型認定こども園条例の制定に伴い、平成28年度から那覇市立幼稚園のうち1園が、那覇市が運営する公立型認定こども

園(大道幼稚園)へ、4園が、法人が運営する公私連携型認定こども園(識名幼稚園、若狭幼稚園、さつき幼稚園、銘苅幼稚園)へ移行する予定となっている。よって、那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例を制定する必要があるため、この案を提出いたします。詳細は学校教育課からお願いいたします。

添石委員長
宇根副参事

よろしくお願いいたします。

次のページをお願いします。学校設置条例の一部を改正するにあたって、教育委員会より市長あてに意見を申し出する必要がありますので、この案を提出しております。読み上げます。那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見について。みだしのことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、異議のない旨意見を申し出いたします。なお、那覇市教育行政施策の推進について、今後ともご配慮くださいますようお願い申し上げます。内容は次のページです。先ほどの那覇市立幼保連携型認定こども園条例が制定されることに伴い、大道幼稚園が公立型認定こども園になります。それから4園(識名幼稚園、若狭幼稚園、さつき幼稚園、銘苅幼稚園)が公私連携型認定こども園になりますので、この5園が那覇市の学校設置条例から削除されます。3ページです。改正前が上で、改正後が下になりますけれども、下線の付いている大道、識名、若狭、さつき、銘苅の各幼稚園がこの一覧表から削除されることとなります。今回の条例改正は、那覇市立幼保連携型認定こども園条例の制定に絡むものでありますので、この条例の詳細につきましては、こども政策課のほうから説明させていただきたいと思います。

末吉副部長

資料差し替えということで、本日お配りしているかと思います。先ほど学校教育課のほうから説明があったとおり、大道幼稚園を大道こども園として設置するための条例がこの条例となっております。内容につきましては、第2条のほうで那覇市立大道こども園を設置するということになっております。併せて休園日、開園時間、利用の承諾、使用料等をこども園条例の中で定める予定となっております。今回、大道幼稚園以外の4園につきましては、本学校設置条例の廃止に伴いまして3月に連携法人と協定を交わして、それをもって最終的な決定となります。まずは条例から4園を外して、その後連携法人と公私連携型、幼保連携型の協定を交わすということで、最終的に5園の移行が決定するというかたちになっているところです。ということで、那覇市立幼保連携型認定こども園条例については12月議会提案の予定で、いま調整中ということになっております。この条例に基づき設置する規則については、改めて教育委員会会議のほうで報告することを予定しております。以上でございます。

添石委員長

それでは、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。渡慶次教育長、お願いします。

渡慶次教育長 公立型認定こども園それから公私連携型認定こども園。那覇市が運営するのか、法人が運営するのか。このこども園、どんな違いがあるのか教えてください。

末吉副部長 認定こども園という内容自体には何の違いもございません。ただ、運営主体が異なるだけということでございます。

渡慶次教育長 園長の扱い方というのも一緒ですか。

末吉副部長 認定こども園に関する法令のほうで、園長の職務だとか資格等が定められていて、公立であっても公私連携型であっても、その法律に基づいたかたちの運営をするということで、基本的に同じ認定こども園と考えております。

渡慶次教育長 そうすると長期的な計画がありましたよね。公私連携型認定こども園を半分にするとか。その残りの半分はいま言った公立型認定こども園にしていくということで、中身は何ら変わらないということですよ。

末吉副部長 公立の幼稚園から移行するというので、現在もっている準義務教育的な幼稚園の性格上、半分は公私連携型、半分は公立型で運営していきたいと考えております。

神村委員 教育内容についておうかがいしたいのですが、文科省の幼稚園要領がありますけれども、法人で運営をする幼稚園においても、先ほど那覇市と規約かなにかで決めるとおっしゃってございましたけれども、それはきちんとやっていくことが保護者に安心感を与えるし、それをきちんと説明する必要があるかなと思いました。特色を出したい、つまり法人で運営した時に、実績を作ることが一番大事と考えられると思うんですね。その辺の立場が少し違う部分を持っていると思います。ですから教育内容の保証についてはしっかりと教育委員会も介入しながらやっていただきたいと思います。

添石委員長 ほかは、はい、饒波委員。

饒波委員 こちらの条例は公立型に適用されて、公私連携型の場合はいわゆる規約ということで各法人ごとに規約があって、それを議会にかけて、議会で承認して施行ということになりますか。

末吉副部長 指定管理者等と異なりまして、公私連携型については議会の承認事項ではございません。那覇市とその法人とで直接協定を交わすということで契約書を交わします。ただし関係予算、2月議会のほうで関連予算を提案しますので、その予算の承認がないと基本的には公私連携型認定こども園にはいかないということで議会の関与も従来どおり残っていると考えています。

饒波委員 わかりました。

渡慶次教育長 昨日の課長会での説明で、敷地の外にある幼稚園、宇栄原幼稚園、こういった幼稚園は改修を前提とした法人を公募してやるという話でしたよね。仮にこれは指定管理ではないけれど5年間のスパンで、手を挙げて改修をやって5年経った後、

この改修をやった法人が次の法人に変わる時に、改修したという物についてはどう扱っていきますか。

末吉副部長 指定管理者の場合は5年おきに再公募ということで一から手続きなんです。公私連携型のこの協定は更新を前提とした協定で、更新ということになります。それで落ち度がなければ、那覇市からもその理由がない限り、自動的に更新されるかたちになります。ただし、教育内容を含めてやはり那覇市の公私連携型の認定こども園にふさわしくない場合については5年後に見直しということもあり得るのですが、現在のところは更新することを前提に協定を見直す予定になっております。

渡慶次教育長 もし見直しされた場合に、この建物は私達が改修したというものの取扱いが後々問題になってきますよね。この辺についてももしっかり入れておかないと。指定管理者の場合にはいくら以上の改修だったらどうぞご自分達で、これ以上超えると那覇市が改修しますと、そういう基準を設けてやっていますよね。そういったものもやってはいるのですか。

末吉副部長 現在、法人のほうからそういう問い合わせが来ていまして、これについては調整中でございます。実際の協定を交わすまでにはきちんと整理したいと考えております。

渡慶次教育長 後々尾を引きずらないように、ちゃんと整理していたほうがいいですね。

饒波委員 いまのことにに関して、見直しがあるというふうなお話だったんですけども、その見直しする主体は教育委員会ということでよろしいでしょうか。

末吉副部長 認定こども園になった際には、地教行法、地方自治法上、市長部局の権限ということで、教育委員会の直接の権限ではございません。ただし、教育内容に関する部分があるものですから、必要な場合には教育委員会会議の意見をうかがうことになっております。その場合はこちらのほうで改めてうかがいたいと考えております。

饒波委員 見直しの主体は市長部局ということなんでしょうか。

末吉副部長 はい。

饒波委員 わかりました。

添石委員長 第三者の評価システムみたいなものはあるんですか。

末吉副部長 指定管理者と同じように様々なチェック体制をとっているところです。セルフモニタリングですとか業者にアンケートをとったり、それに加えて教育機関であるということから学校評議員制度等についても学校と同様に置ける規定になっておりますので、この辺については公私連携型、公立型も両方とも学校評議員を含めて制度については整えたいと考えています。

添石委員長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、ほかにご意見ないようです

ので、議案第28号「那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは議案第28号は議決いたしました。それでは続きまして、議案第29号「那覇市営奥武山体育施設条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申し出について」を議題といたします。伊良皆部長。

伊良皆部長

それでは議案第29号「那覇市営奥武山体育施設条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申し出について」、那覇市営奥武山体育施設条例の一部を改正する条例制定について、別紙のとおり市長に意見を申し出る。平成27年11月5日提出。教育長 渡慶次克彦。提案理由、那覇市営奥武山トレーニング室の利用料金に係る利用者の区分の見直しを行うため、市議会に提案予定の条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長に意見を申し出るので、この案を提出する。中身につきましては、市民スポーツ課のほうでご説明いたします。

添石委員長

お願いします。

我那覇課長

1ページをご覧ください。那覇市営奥武山体育施設条例の一部を改正する条例、新旧対照表で表記をしております。改正後の欄中下線が引かれた部分に対応する改正前の欄中に下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加えるということになっております。那覇市営奥武山体育施設条例の一部を次のように改正する。改正前、別表第9が真ん中の段のほうで表記されております。那覇市営奥武山トレーニング室の利用料金、区分 個人利用・高校生、改正後別記、別表第9、下の段になります。那覇市営奥武山トレーニング室の利用料金、区分 個人利用・高校生及び本市に住所を有する65歳以上の者、「及び本市に住所を有する65歳以上の者」を加えております。2ページ目をご覧ください。こちらのほうは、教育委員会委員長から市長に意見を申し出る際の文章になっております。内容を読み上げます。みだしのことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、異議のない旨意見を申し出ます。なお、那覇市教育行政施策の推進について、今後ともご配慮下さいますようお願い申し上げます。3ページをご覧ください。こちらは市長が議会に提案する際の文章になっております。提案理由を読み上げます。那覇市営奥武山トレーニング室の利用料金に係る利用者の区分の見直しを行うため、この案を提出する。次のページをご覧ください。議会に提案する際の提案理由の説明文章でございます。読み上げます。議案第〇号那覇市営奥武山体育施設条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。本案は那覇市営奥武山トレーニング室の利用料金に係る利用者の区分の見直しを行うため、那

覇市営奥武山体育施設条例の一部を改正するものであります。具体的な内容としたしましては、本市に住所を有する65歳以上の者が、個人利用するにあたって、現行400円から200円に引き下げるものであります。5ページに資料としまして、現行の那覇市営奥武山体育施設条例の利用料金の減免について抜粋でございしますが資料を添付してございます。6ページに別表第9、那覇市営奥武山トレーニング室の利用料金の表を添付してございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

添石委員長 それでは、ご意見、ご質問ございましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。はい、神村委員。

神村委員 素晴らしいことだと思いますけれども、いまは逆に65歳以上のほうが体力年齢は上がっているということでもありますけれども、たくさんの皆さんがそこでトレーニングをして那覇市が健康になれば益々良いかなと感じました。たいへん素晴らしい値下げだと思います。

添石委員長 ほかいかがでしょうか。はい、神村委員。

神村委員 65歳以上の個人で利用するという場合に、機具の利用のほかに何かこんなことで利用しているというものがありますか。

我那覇課長 今回、那覇市営奥武山体育施設のこの利用料金の減免については、団体の予約利用については当初から規定はしておりました。トレーニング室の個人利用につきましては、65歳以上の者は規定しておりませんでしたので、今回それを改正して個人利用もトレーニング室を使う時には減免できるようにということです。トレーニング室にはいろいろなマシンが置かれています。このマシンについては、巨人軍がキャンプの時に使われるということで前に購入された物でございすけれども、これを一般の方にも使っていただきたいということで、トレーニング室を設けて一般の方にも使っていただいております。通常のトレーニング室に置かれている機材よりもちょっとハードな機械が設置されているということで、先ほどおっしゃったお元気な65歳以上の方がいま使われていて、9月の報告では4人程利用されているということで聞いております。

神村委員 数的にはまだまだなんですね、65歳以上のトレーニング室の利用というのは。

我那覇課長 奥武山のトレーニング室については、年間で約4千人の方が利用されています。9月の報告を受けた時点では4人程度ということですので、年間通すと50人程度の方が利用されているのかなと思います。ただ、今後この利用料金が少し安くなるということで若干増える可能性はあるのかなということで期待をしております。

神村委員 専属トレーナーとかそういう指導者等は置いていないんですよね。この辺の安全管理等を含めてお尋ねしたいと思います。

我那覇課長　　奥武山体育施設については、指定管理者をお願いをしているところですが、指定管理者のその条件の中でトレーニング室には常駐する職員を置くと、またトレーニングの資格を持っている方を置くということで条件を付けて現在一人、トレーニング室を利用する際には常駐してアドバイスを送ったりをしているところでは。

添石委員長　　よろしいですか。ほかございますか。はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長　　今後、料金の値下げは積極的にやっていくのか。あるいは背景として要望があったのか、あるいは65歳以上の方にも沢山使ってもらいたいということなのか、あるいは使用料のバランスから考えてそういうことをやっているのか、教えてください。

伊良皆部長　　この件につきましては、去る6月議会で議員の方から、漫湖公園の市民庭球場の利用料金について公園が管理しているテニスコートと教育委員会が所管しているテニスコートと料金が違うという質問がございました。その件について調べてみましたところ、65歳以上の者についての減免がされてなかったと。従来、那覇市のほうはこれまで65歳以上の者につきましては諸施設半減をするというものがございます。ただ、体育施設の分については65歳以上の者を導入する時点においては、考え方が異なっている部分もございましたので対応はしておりませんでしたけれども、今般、条件的には65歳以上の者についても減額する部分を条例の中で整備しなければいけないという状況が生じてまいりました。そのために今回この那覇市営奥武山体育施設条例のトレーニング室につきましても個人料金の部分ではございますけれども、65歳以上は減免をしていくと。この後、議案第30号でも同様の事例が出てまいりますけれども、この12月定例会の中で条例の整備をしていこうという状況でございます。スタート時点は先ほど条件が合わないという話を申し上げましたけれども、体育施設等については面貸しの部分であるので個人的な考え方の部分がちょっと考えづらいというのがありまして、導入を一時見送っていたという状況でございます。今回この6月定例会で議員のご質問もありましたので、早めに条例を改正しようということで今回の提案になっております。なお体育施設指定管理者を導入しておりますけれども、運用として9月から既に、この後に出てきます体育施設、それから現在の奥武山体育施設についても65歳以上の方々ににつきまして該当する分については減額したかたちで利用提供しているという状況になっているようでございます。

添石委員長　　教えていただきたいのですが、65歳以上の方に、もっともっと健康維持のために利用していただきたいというところでは賛成ですがけれども、今後、中長期的に見るとかなり少子高齢化が進んでいき、逆に若年層がいろんな意味で負担がこれからかかってくるのだろうという中で、収支のバランスというのがどうなのかな

という疑問があるんですけど、こういったものは5年、10年スパンで人口の統計と利用者の推移をしっかりと分析しながら、いま、那覇市では65歳という基準があるということですけど、この見直しというのはどこかでするものなんですか。

伊良皆部長

65歳以上の分については、市の政策として導入してはございますが、スポーツ関係につきましては、65歳以上と言わず、いわゆる高齢の方々が元気に社会活動をやっていただけるということになりますと、結果として医療関係の経費が少なくなってくるだろうと。ご承知のとおり那覇市はいま、国保赤字で大分苦労しているところがございますので、その意味ではスポーツ施設利用料を半減することによって体力づくり、健康づくりで多くの市民を増やすことによって医療費を抑制していくことにつながるのかなというのがあります。その意味では65歳以上の減免の考え方につきましては、そのまま継続していくものと理解をしております。

添石委員長

わかりました。ほかよろしいですか。ほかにご意見ないようですので、議案第29号「那覇市営奥武山体育施設条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申し出について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは議案第29号は議決いたしました。引き続き、議案第30号「那覇市体育施設条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申し出について」を議題といたします。伊良皆部長、お願いします。

伊良皆部長

議案第30号「那覇市体育施設条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申し出について」、那覇市体育施設条例の一部を改正する条例制定について、別紙のとおり市長に意見を申し出る。平成27年11月5日提出。教育長 渡慶次克彦。提案理由、那覇市体育施設の利用料金の減免の規定を見直し、併せて字句の整理を行うため、市議会に提案予定の条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長に意見を申し出るので、この案を提出する。内容につきましては市民スポーツ課のほうでご説明いたします。

我那覇課長

1ページをご覧ください。那覇市体育施設条例の一部を改正する条例、改正前、改正後の新旧対照表で表示をしております。改正後の欄中下線が引かれた部分に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改めるということで、改正後、利用料金の減免第10条第1項、下線「当日利用の」という文言を加えております。さらに第1項第7号、「本市に住所を有する65歳以上の者が利用する場合」を加えております。改正前の第10条第2項、

「この場合において、施設の利用料金の一部を免除するときは、照明設備及び冷房設備の利用料金は免除することができない」。この項目を改正後第10条第3項、「前2項の場合において、施設の利用料金の一部を免除する時は、照明設備及び冷房設備の利用料金を免除することができない」と改正をしております。併せて第10条第2項第3号、「前項各号に規定する者が構成員の半数以上である団体が、予約利用をする場合」を加えております。第4号は、改正後に第3号が加わることで繰り下げということになります。次に3ページをご覧ください。こちらは先ほどと同じく教育委員会委員長から市長への意見の申し出をする文章になっております。4ページをご覧ください。市長が議会に提案する際の文章になっております。提案理由を読み上げます。那覇市体育施設の利用料金の減免の規定を見直し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。5ページをご覧ください。提案理由説明を読み上げます。議案第〇号那覇市体育施設条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。本案は、那覇市体育施設の利用料金の減免の規定を見直し、併せて字句の整理を行うため、那覇市体育施設条例の一部を改正するものであります。主な改正内容といたしましては、本市に住所を有する65歳以上の者が、当該施設を利用する場合、利用料金を減免するものであります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。6ページをご覧ください。現行の那覇市体育施設条例の利用料金の減免規定を抜粋して記載しております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

添石委員長

それでは、ご意見、ご質問ございましたらよろしくお願いいたします。伊良皆部長。

伊良皆部長

先ほどもご説明申し上げましたとおり、この体育施設条例においても65歳以上の者が利用する場合の減免規定がなかったということで、新たにこれを追加したということが1点。あともう1点は、団体利用をする際において、利用料金を減額することはできるんですけども、減額する場合において光熱費、照明料金については減額の場合は適用しませんよという状況で規定している部分がありました。しかしながら今回この第10条第2項第3号のほうで構成員の半数以上である団体が予約利用する場合という部分もそうなんですけども、1項と2項との関わり、もう少し詳細は我那覇課長から説明してもらおうかと思っておりますけれども、いわゆる減額する場合において、照明料は免除できませんよという規定をしっかりと明確にしていこうということが今回の改正の狙いです。

我那覇課長

現行の条例の第10条第1項で利用料金の一部を免除するものとする、ということになっております。1号から6号まであって今度新たに7号を加えていきたいと考えておりますが、この利用料金という表現、利用料金の設定には、当日利用料金と予約利用料金の二つありまして、これがちょっとハッキリしないというこ

とがありまして、第10条第1項は個人が使う場合の利用料金の一部を免除するものとするということと、2項で団体が予約をして使う場合ということで明確に分けました。第10条第1項で個人が当日利用する場合の減免規定は1号から7号まで、新しく65歳以上が入って7号までですよ。第2項では団体の場合、本市が主催する又は沖縄県、中体連が利用する場合、そのほか指定管理者また1項の1号から7号までに該当する団体の半数以上が該当する場合には減額しますよということで、2項で団体予約利用の際の減額をとということで明確に分けました。その後、これまで照明設備、冷房設備は先ほども申し上げましたが、第2項にしかかかっていなかったために、第1項個人で使う場合も減額はできないですよということで第3項のほうに移したということでもあります。

添石委員長 いかがでしょうか。渡慶次教育長。

渡慶次教育長 3項をひっくり返すと、施設の利用料金の一部を免除しないときは冷房設備の利用料金を免除することができると。施設の利用料金の一部を免除しないときは冷房施設の利用料金を免除することができるということです。

伊良皆部長 この場合は一部を免除する場合はできない。全額免除の場合は当然これも光熱費も無料になるという考え方です。

渡慶次教育長 一部免除するときは冷房施設を免除することができないわけでしょう。ひっくり返したらどうなんだと。

伊良皆部長 免除しないときは、当然利用料金はそのまま定額でいただきますよと。

渡慶次教育長 免除しないときは、冷房施設の利用料金は免除してないですよ。だから基本的に冷房施設の利用料金は免除しないわけですよ。この書き方でちょっとひっくり返してみたらどうなのかなという感じで、文章の書き方で。

本仲委員 いまの部分はちょっと確認しなければいけないと思いますね。やっぱり使う側からすると、全額使用料金払ったのと、例えば光熱費と冷房は免除するというものとそれから一部減免をしてこの光熱費等、照明とか冷房を免除するというのはちょっと違うと思うんですよ。利用する側からすると。例えば全額支払う時には凄く高いですよ、減免すると安くなりますよね、会場の借用料というのは。いま教育長がおっしゃられたものはちょっと整理する必要があるのではないかと。

渡慶次教育長 この表現の仕方は、通常こういうものですか。

我那覇課長 この表現については那覇市の例規審議会の中で一応議論を交わしながら、この文言で良いだろうということでした。

渡慶次教育長 日本語的にね、一部を免除するときは、冷房施設は免除することができない。ひっくり返すと、要するに免除しないときは、冷房施設は免除することができるのかというふうに聞きたくなる文章ですよ。だからどこかに全般的に冷房施設の利用料金を免除することはできませんという定義があれば。

伊良部部長 当然、利用料金それからいわゆる電気、照明料金、こういったものはあらかじめこれだけかかりますと、貰いますということは利用料金の中で謳っていますので、その中でいわゆる減免規定というものを別個に設けて、こういう場合においては減免ができます、できませんというふうにやっています。最初のほうで利用料金等々を設定しているのでそれで一応賄えるのかなと思っていますけれども。

本仲委員 それでわかりました。利用料金の中にあらかじめ謳われているわけですね。

神村委員 質問してよろしいですか。この前、銘苅庁舎の一室をサークルで借りたんです。初めて見たんですけれども、電気料金の受益者負担、どんなふうにして払うのかと思いましたがコインを入れるようになっているんですね。電気料金というのは1時間いくらというふうに設定しているのですか。基本料金があるということですか。

我那覇課長 照明設備または冷房設備につきましては、その機械が持っている消費電力、1時間あたり何ワット使うということから、電気の基本料金の1ワットあたりいくらというのがありますので、それで計算をして1時間あたりの金額、利用料というものを出しているところです。

神村委員 わかりました。

添石委員長 よろしいですか。それでは、ほかに意見、質問ないようですので、議案第30号「那覇市体育施設条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申し出について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 議案第30号は議決いたしました。ここで非公開を解かせていただきます。以上をもちまして、平成27年度第14回教育委員会会議定例会を終了いたします。

案件の審議結果

議案第28号	那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について	原案どおり可決
議案第29号	那覇市営奥武山体育施設条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について	原案どおり可決
議案第30号	那覇市体育施設条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について	原案どおり可決